

第6章 監督官庁への届出

第1節 監督官庁への届出

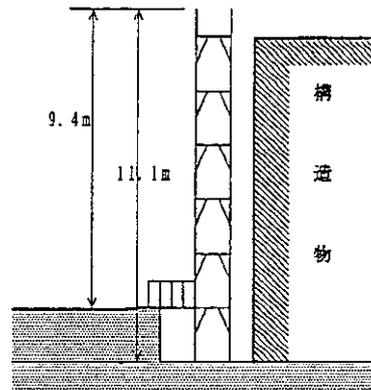
足場の設置、移転及び主要構造部を変更しようとするとき、足場の規模や使用期間によっては、所轄労働基準監督署にその趣旨、内容を届出しなければならない。

2-1 建設物の設置、移転、変更届

- (1) 届出を必要とする「わく組足場」 (安衛則) 第88条及び、第89条足場の高さが10m以上で、かつ、組立開始から解体終了までの期間が60日以上のもを設置し、移転し、またはこれらの主要構造部の変更をするとき。

ここで注意しなければならないのは、「足場の高さ」とは右図に示す地上よりの高さ9.4mでなく、足場設置の最下端より最上段手すり上端までの高さ11.1mである。

また、足場の高さが一律でない場合は、最も高くなる高さを対象とする。



- (2) 届出義務者及び届出先 (安衛則) 第86条
 前述に該当する足場を設置し、移転し、またはこれらの主要構造部を変更しようとする事業者は、所轄労働基準監督署長にその主旨・内容を届出しなければならない。
- (3) 届出期限及び提出部数 (安衛則) 第86条
 前述に該当する足場を設置し、移転し、またはこれらの主要構造部を変更しようとする30日前までに正副2部を提出しなければならない。
- (4) 届出書類の内容

- | | |
|--------------------------|---------------|
| ① 届書(建設物の設置、移転、変更届) | (安衛則) 第86条 |
| ② 足場の計画概要(工程表、足場の部材等明細書) | |
| ③ 足場の種類と構造 | |
| ④ 組立図及び配置図 | |

⑤ 計画参画者の資格及び経歴の証明 (安衛則) 第92条の2及び3
 届出書類の詳細な内容および記入については、「資料編」を参考されたい。

仮設機材技術委員会

| | | | | | |
|-----|---|--------|-----|------------------|---------|
| 委員 | 長 | 藤田 | 和俊 | 北陸地方建設局 | 北陸技術事務所 |
| 副委員 | 長 | 奥住 | 雅彦 | 北陸地方建設局 | 企画部 |
| 委員 | | 井村 | 忠夫 | 北陸地方建設局 | 河川部 |
| | | 大林 | 厚次 | 北陸地方建設局 | 道路部 |
| | | (前)出戸端 | 久登志 | 北陸地方建設局 | 富山工事事務所 |
| | | 富樫 | 孝司 | 北陸地方建設局 | 道路部 |
| | | 寺山 | 和雄 | (注)新潟県建設業協会 | |
| | | 奥野 | 修三 | (注)富山県建設業協会 | |
| | | 久末 | 憲之 | (注)石川県建設業協会 | |
| | | 渡部 | 孝久 | (注)日本土木工業協会北陸支部 | |
| | | 宮城 | 稔 | (注)日本道路建設業協会北陸支部 | |
| | | 内山 | 和夫 | (注)日本建設機械化協会北陸支部 | |
| | | 福井 | 徹也 | (注)仮設工業会 | |
| | | (前)池田 | 一男 | (注)仮設工業会 | |

作業部会

| | | | |
|----|---|---|---|
| 樋口 | 多 | 四 | 郎 |
| 菅井 | 敏 | 彦 | |
| 竹田 | 隼 | 雄 | |
| 市川 | 勝 | 明 | |
| 小橋 | 賢 | 治 | |
| 青木 | | 茂 | |
| 秋元 | 耕 | 一 | |
| 樋口 | 一 | 朗 | |
| 津村 | 正 | 志 | |